平成２２年（フ）第２２１号
東京都八王子市大楽寺町255番地４
債務者　八代　愛子（旧姓市瀬）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６２号
東京都立川市高松町１丁目24番41号ロイヤルヒルズ413号
債務者　清水　　拓
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９１号
東京都調布市多摩川６丁目４番地２日の出マンション403
債務者　初崎　麻衣
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２号
島根県出雲市姫原町267番地１　フォルモント姫原Ａ―203
債務者　西山　　翼
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３１４号
横浜市港北区日吉７丁目17番６号―203
債務者　水落　里実
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番２―301号
債務者　藏澄　由美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１１９号
東京都江戸川区松江５丁目20番９号ＫａｔｏＲｅｙａⅢ103
債務者　夏田　邦男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１６号
東京都あきる野市渕上192番地５リバーテラス秋川301号
債務者　長内　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４００号
長崎県佐世保市日宇町281番地５
債務者　阪本　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
長崎県佐世保市日宇町281番地５
債務者　阪本　征子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４２１５号
大阪市平野区加美北４丁目10番２号
破産者　株式会社長沢木工所
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９６号
大阪府豊中市三和町２丁目１番４―209号
破産者　株式会社岡本建装
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８９号
大阪市西区西本町１丁目11番１号本町セントラルハイツ501号
破産者　有限会社アートナガサワ
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３号
大阪府羽曳野市大黒882番地の１、前本店所在地大阪府羽曳野市野52番地
破産者　創栄設備株式会社
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５８号
大阪府河内長野市原町478番地
破産者　有限会社ティー・キューブ
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６７９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番230号
破産者　有限会社アクシス
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第６８６号
北九州市門司区東門司２丁目13番８号
破産者　株式会社中川組
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部